

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の訂正について

令和4年11月10日(木)
福島県教育庁高校教育課

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の記載内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

記

- 1 令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱(2ページ)
 - 第2 前期選抜
 - 1 出願
 - 4 出願資格

【正】

ただし、連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携を実施している高等学校の当該学科の特色選抜に出願することはできない。

【誤】

ただし、連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜に出願することはできない。

- 2 令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱(20ページ)
 - 第4 新型コロナウイルス感染症対応選抜
 - 2 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程
 - 8 出願に必要な書類
 - (2) 上記(1)以外の者

【正】

- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(上記(1)②に同じ)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票(別記様式特例4号)(高校教育課Webページからダウンロードする。)
志願者が、志願者氏名及び志願学科・コースを記入する。
 - ④ 健康診断書
 - ⑤ 履修証明書、学習成績証明書
- ただし、④及び⑤については「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」の(2)(14ページ参照)に定めるところによる。
- また、「健康診断書」については、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜の出願の際に提出したものの写しでも可とする。

【誤】

- (2) 上記(1)以外の者
- 「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」の(2)(14ページ参照)に定めるところによる。
- ただし、「健康診断書」については、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜の出願の際に提出したものの写しでも可とする。

3 令和5年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱（24ページ）

1 出願

3 出願資格

【正】

なお、対象となる中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携を実施している高等学校の当該学科の特色選抜に出願することはできない。

【誤】

なお、対象となる中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携を実施している高等学校の特色選抜へ出願することはできない。

4 令和5年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱（25ページ）

1 出願

10 出願先変更

【正】

ただし、連携型選抜から、同一校の当該学科の特色選抜への変更はできない。

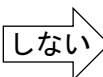
【誤】

ただし、連携型選抜から、同一校の特色選抜への変更はできない。

5 新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）（94ページ）

【正】

3/28 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程
【受験できない者】に該当するか



3/28 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程を受験できる

【誤】

3/27 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程
【受験できない者】に該当するか

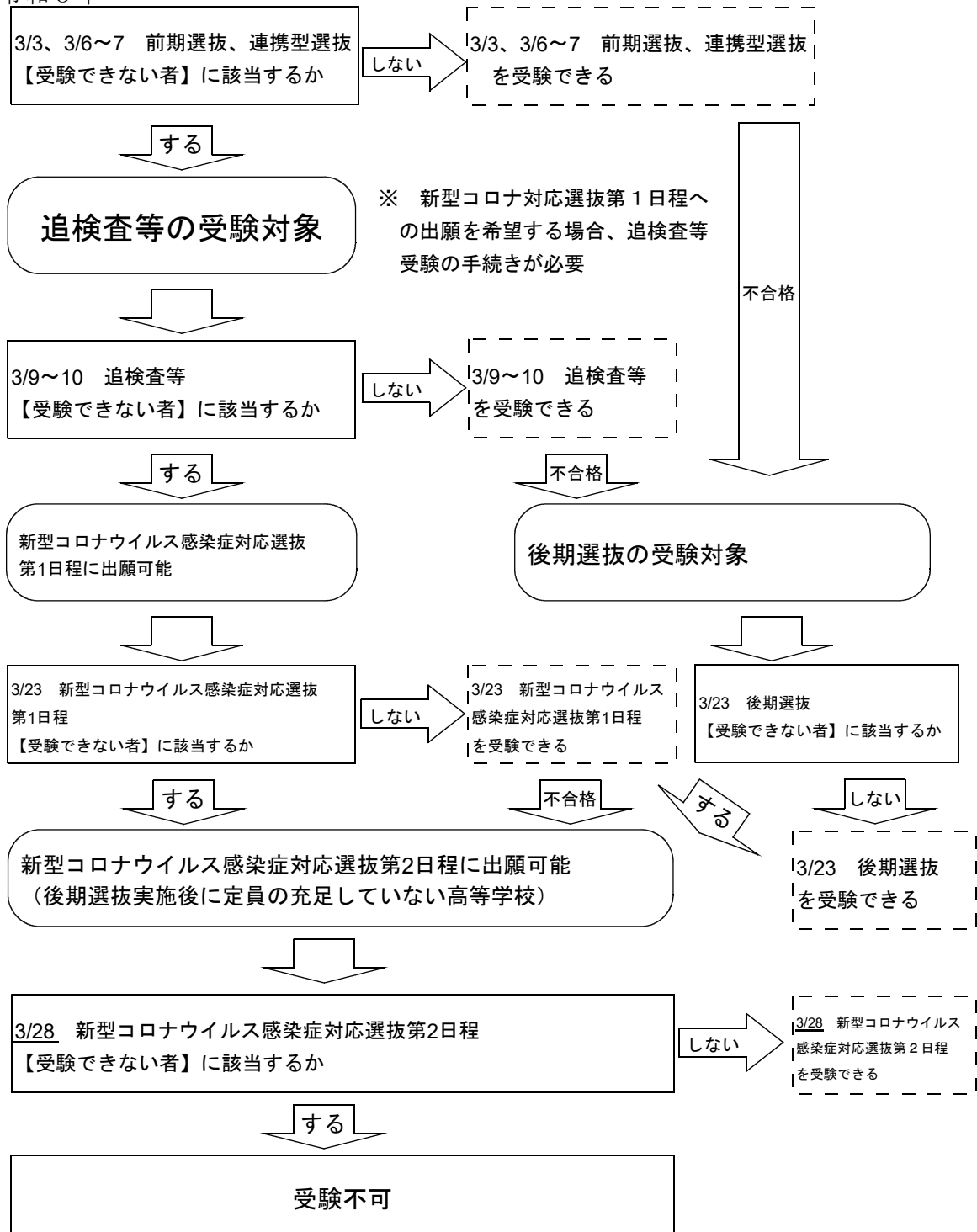


3/27 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程を受験できる

※ 新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）の訂正部分は、次葉に下線で示しています。

新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）

令和5年



- ※ 【受験できない者】については、新型コロナウイルスに対する国の方針、文部科学省の通知、今後の感染の推移を踏まえるとともに、県の関係部局と連携し、最新の情報や知見に基づいて適切な時期に周知する。
- ※ 外国人生徒等に係る特別枠選抜への対応については、「新型コロナウイルス感染症対応選抜」（18～21ページ）を参照。